## 平成27年度第1回朝日町総合教育会議議事録

日 時 平成28年3月23日(水)16:00~17:20

会 場 朝日町役場 3階 第3委員会室

出席者 朝日町長 笹原靖直

教育委員 瓜生紘子(教育長職務代理者)、菅田朗子、氷見雅浩、野田博俊

教 育 長 永井孝之

事務局 (町長部局)

総務課長 山崎富士夫、総務係長 松田知幸 住民・子ども課長 寺崎昭彦、子ども係長 水島兼輔 (教育委員会事務局)

事務局長 宇田速雄、局長代理・学校教育係長 住吉嘉人、 スポーツ係長 山田園美、生涯学習係長 萩原めぐみ

## 会議次第

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 朝日町総合教育会議の設置について
- 4 協議・調整・報告事項
  - (1) 総合教育会議の概要について
  - (2) 朝日町の教育の現状と課題等について
  - (3) 朝日町の教育に関する大綱(案)について
  - (4) 今後の日程について
  - (5) その他
- 5 閉 会

## 開 会

16:00

事務局長

平成27年度第1回朝日町総合教育会議を開催いたします。初めに笹原町長がご挨拶を申し上げます。

町 長

本日は、初めての朝日町総合教育会議を開かせていただきます。定例教育委員会の後でありがとうございます。おそらく、ここで文言を言うまえに教育委員の皆様方は、この委員というものを十分に知っておいでになるということで割愛をさせていただきますが、新しく町と教育委員の皆様と一丸となって、町の教育の大切な点を、いかに具体的に取り組むかということが、私は一番大切ではないかと思っております。先般、20日に泊駅で行いました、看板の除幕式、あいのトキめき駅という形で、急遽、間に合いましたものですから、18日に、県議と議長等々お呼びして、除幕式をやろうと。鹿熊県議の方から、せっかくだから子どもたちにもということで、急遽、参加

していただきまして引いたわけですが、子どもたちの何人かは非常に喜んでおられた。あるいは、おじいちゃんおばあちゃんが非常に喜んでおられたということであります。私たち、親として本当に子どもたちの些細なところに目を向けながら、蕾を膨らませていくことが教育の大事な核ではないかなと思っています。昨日も18回目を迎えました再生会議がありまして、教育について非常に言っておりました。やはり、ふるさと教育をいかに推進していくかということではというふうに、議論は高まっておりました。一朝一夕で形には現れないと思いますが、やはりそういった、皆様方と議論を交わしながら、着実に蕾がしっかりと花開く様な形の中で、私どもが取組むべき課題ではなかろうかと思っております。そういった意味では、今日から始まりますこの会議、町の将来を担う子どもたちの為に有意義な会合であればと思っておりますので、皆様方の忌憚のないご意見を聞きながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

事務局長

申し遅れましたが、以後、お手許に配布してあります表紙の次第にしたがって、会を進行させていただきます。続きまして、次第の3番、朝日町総合教育会議設置についてあります。本日は初めての会議ですので、まず、会議の設置要綱等について事務局から説明させていただきます。

局長代理

総合教育会議の設置について、資料1に基づいて説明をさせていただきたいと思い ます。総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律とい うのが平成27年の4月に改正されたものが施行されております。その中で、総合教 育会議というものを設けるということと、それぞれの自治体に応じた教育の大綱を策 定するということになっております。参考資料の方で、見出しの総合教育会議第1条 の4というところで書いてありますが、地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協 議及び次に掲げる事項についての協議ということで、1 つは教育を行うための諸条件 の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に 講ずべき施策ですとか、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は正に被 害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき処置、こういった ものについての協議を、構成員ということで地方公共団体の長と教育委員会で構成 し、それぞれの組織の中で、総合教育会議というものを設けるとなっております。こ の法律に基づいて、今回、朝日町総合教育会議というものを設置させていただきたい ということで、資料の1番の方に設置要綱(案)を配付させていただいております。 読み上げて説明に代えさせて頂きたいのですが、まず、第1条、設置です。この要綱 は地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号(以下、法 という。) 第1条の4第1項の規定に基づき、町長と朝日町教育委員会(以下、教育 委員会という。)が円滑に意思疎通を図り、本町の教育の課題、今後の方向性を相互 に共有し、効果的に教育行政を推進していくため、朝日町総合教育会議(以下、会議 という。)を設置する。第2条では、所掌事務について示しております。会議は次に 掲げる事項について、協議及び事務の調整等を行う。第1号として、朝日町の教育、 学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定。第2号、朝日町の教育を行

うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図 るため重点的に講ずべき処置。第3号、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、 又は正に被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。 第3条では組織ということで、会議は町長及び教育委員会(以下、構成員という。) で、これらをもって構成するということにしております。第4条では会議ということ で、会議は町長が招集する。2項で教育委員会は、その権限に属する事務に関して、 協議する必要があると思慮する時は、町長に対し協議すべき具体的事項を示して、会 議の招集を求めることができる。3項、会議の議長は、町長をもって充てる。第5条、 意見の聴取です。会議は前条の協議等を行うに当たって、必要があると認める時は、 関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。 第6条、会議の公開。会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つために 必要があると認めるとき、会議の公正が害される恐れがあると認めるとき、又はその 他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。第7条、会議の傍 聴。会議は傍聴する事ができる。2項、傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その 他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。第8条、議事録の作成及び公表。町長は 会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第6 条ただし書きの規定の場合にあっては、公表しないことができる。第9条、調整結果 の尊重。会議において構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員はそ の調整の結果を尊重しなければならない。第10条、事務局及び庶務。会議の事務局 は総務課とし、会議の庶務は教育委員会事務局において処理するものとする。第11 条、委任。この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定 める。次は、設置要綱に基づいて総合教育会議の傍聴に関する規定を提案させていた だいています。第1条の趣旨。この規定は朝日町総合教育会議設置要綱第7条第2項 の規定に基づき、朝日町総合教育会議(以下、会議という。)の傍聴に関し、必要な事 項を定めるものとする。第2条では、傍聴の手続き等になっています。会議を傍聴し ようとする者(以下、傍聴者という。)は、受付で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入 した後、係員の指示により、傍聴席につかなければならない。2項、傍聴者の数は、 傍聴者用の席数を限度とする。第3条、傍聴券の発行。町長は傍聴席の整理上、必要 と認めるときは、傍聴券を発行する。2項、傍聴券は、会議当日所定の場所で、先着 順に交付する。第4条、傍聴する事ができないもの。次の各号のいずれかに該当する ものは、傍聴する事ができない。1号、酒気を帯びていると認められる者。2号、会 議の妨害となると思われる器物等を携帯している者。3号、前各号に掲げるもののほ か、町長が傍聴させることが不適当であると認める者。第5条、傍聴者が守るべき事 項。傍聴者は傍聴席にいるときは、次の事項を守らなければならない。第1号、みだ りに自席を離れないこと。第2号、私語、談話、拍手等をしないこと。第3号、議事 に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。第4号、町長の許可を受けないで、写真 機、録音機等を持ち込み使用しないこと。第5号、前各号に掲げる者のほか、会議の 妨害となるような行為をしないこと。2項、傍聴者は、前項に規定するもののほか、

町長の指示に従わなければならない。第6条、傍聴の禁止。傍聴者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により、非公開とした場合は、速やかに退場しなければならない。第7条、違反に対する措置。町長は、傍聴者がこの規定に違反したときは、これを制止し、又は、その命令に従わないときは、事務局職員をしてこれを退場させることができる。第8条、その他。この規定に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。以上が、朝日町総合教育会議の設置要綱(案)及び傍聴に関する規程(案)になります。

事務局長

只今、説明しました朝日町総合教育会議設置要綱及び傍聴規程についてご質問等が ございましたらお願いいたします。

事務局長

この内容でよろしいですか。特にご質問等ないようですので、以後この要綱に基づいて会議を運営させていただきたいと思います。なお、この要綱及び傍聴規程の施行期日を本日平成28年3月23日付けといたしたいと思います。それでは、要綱の規定により、以後の進行は町長にお願いしたいと思います。町長、お願いします。

町 長

最初に、協議、調整、報告事項に移らせていただきます。1番の朝日町総合教育会議の概要について、事務局から説明お願いいたします。

局長代理

資料2をお願いします。総合教育会議の趣旨です。教育に関する予算の編成、執行 や、条例の提案などの権限を有しております町長と、教育行政を行う教育委員会が、 地域の教育の課題ですとか、あるべき姿を共有し相互の連携を図り、より一層民意を 反映した教育行政を推進していくために、この総合教育会議を設置するものでありま す。会議の招集及び構成員ということで、先程、要綱の方でも少し触れましたが、会 議の招集につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び今ほど承認 いただきました、町の総合教育会議の設置要綱の規定により、町長が招集するという ことになります。この法律なり、要綱の規定により、教育委員会の権限に属する事務 に関して、協議する必要がある場合は、教育委員会は会議の招集を求めることができ ることになっています。2番の構成員です。こちらの方も、先程説明いたしましたが、 町長と教育委員会をもって、構成するということで、副町長などの代理は不可という ふうに解釈されております。緊急事態で、教育委員を招集する時間的余裕がない場合 は、町長と教育長のみで会議を開くことができますが、このときは、教育委員会の方 で、意思決定がなされ、教育長に一任されている範囲内においては、可能ですが、そ うでない場合は、一旦保留して教育委員会で、再検討して改めて、町長と協議調整を 行うこととなります。会議の開催です。会議は、町長又は教育委員会が協議が必要な 事項が生じたとき、あるいは緊急事態が生じたときに随時開催することができること になっております。教育委員会の権限に属する事務の全ての意思決定について、この 会議を開催するものではないということであります。3番の会議の位置づけと効力で す。まず、会議の位置づけですが、町長と教育委員会という対等な執行機関どうしの、 協議及び調整の場ということになります。町長と教育委員会のそれぞれの執行権限の 一部を会議に移して決定するという機関ではありません。また、町長の諮問に応じて、 審議を行うような諮問機関でもありません。会議の効力です。協議調整が行なわれ、

双方が合意した事項は、互いにその結果を尊重するということとしています。調整の ついていない事項の執行については、それぞれ法の定めにより町長の執行権限、教育 委員会の執行権限により、それぞれ判断するということになっております。4番の会 議の公開、非公開です。原則、公開であり、会議の決定を受けて、非公開とすること が出来る。非公開になるものとして個人の秘密保持や会議の公正が害されると認めら れる場合、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等、保護する必要がある場 合。また、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額ですとか、対象の選定 など、意思決定の前に情報を公開することで、公益を害する場合は非公開とします。 5番の協議調整事項です。まず1番の協議すべき事項として、大綱の策定に関する協 議ですとか、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学 術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策の協議を行います。また、児童 生徒等の生命、又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見 込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議の事項としております。協 議すべきでない事項については、教科書の採択ですとか、教育に関する非常に中立性 の高い事項については、対象から外すべきものとされております。また、教職員の人 事に関する事項ですとか、日常の学校運営に関する些細な事項については対象外とし ています。6番の方で、議事録の作成及び公表です。議事録への記載事項として、出 席者の氏名、協議・調整事項にかかる出席者の発言内容、町長が必要と認める事項を 記載するということにしております。議事録につきましては、町のホームページで、 公表をしたいと思っていますが、閲覧者への配慮として、逐語に限らない分かりやす い表現の記述をしたいと思っています。続けて、資料3をお願いします。先程から大 綱と言っておりますが、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱につ いてということで、少しお話しさせていただきたいと思います。この大綱につきまし ては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、地方公共団体の長が、教育基本 法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌して、地域の実情に応じて定めるこ とになっています。基本的な事項として、策定義務者、これは町長が定めることにな っております。この大綱の協議策定の場ですが、これは総合教育会議で策定するとな っています。策定する大綱が、対象とする期間及び策定頻度ですが、特段の法の規定 はありません。国が想定しているものは、4~5年に1度、町長の任期中に1回くら いを想定しているということであります。4番の記載事項ですが、教育学術及び文化 の振興に関する総合的な施策の目標や根本となる方針を定めるものであります。です ので、施策の詳細とかそういったものは記述しないものでありまして、対象期間に対 応できる総括的な内容とする様にしたいと思っております。記載すべきでない事項と して、先程も少し触れましたが、教科書採択の方針ですとか、教職員の人事異動の基 準、こういったものには記載しないこととさせていただきたいと思います。公表です。 策定後、遅滞なく公表をしたいというふうに考えております。その他として、大綱に つきましては、地方公共団体の長、町長が定めることとされておりまして、議会の議 決を必要とするものではないということであります。次に2番の策定の基本方針で す。大綱につきましては、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでありまして、町の総合計画、これは平成28年度から37年度になりますが、その総合計画と朝日町教育委員会重点施策、こちらは教育委員会の方で毎年更新しておりますが、それらの中間的位置づけとして、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象期間とした大綱として、策定したいと考えております。

町 長

只今、事務局の方から資料2と資料3についてご説明しましたが、何か質問、ご意 見等がありましたら、お願いします。通してでもあれば、後ほどでも構いません。よ ろしいでしょうか。それでは、2番の朝日町の教育の現状と課題等についてお願いし ます。

事務局長

資料4をお願いします。朝日町の教育の現状と課題についてということで、教育委 員会事務局所管の事務について、かいつまんだ説明になります。教育の分野ごとに、 表現してあります。最初に家庭地域教育に関する事項です。子どもの健全な成長には 基本的な生活習慣を身につけることが大切であり、子どもの人格形成の基礎を培う、 家庭の教育力の向上を図るため、保護者等を対象とした学習機会の提供に努めること が必要である。また、子どもの豊かな心と健やかな身体を育むため、地域における人々 との触れ合いや、豊かな自然を体験するなど、多様な活動を通して、子どもたちの心 の豊かさや、社会性を育むことが大切であるということで、取り組みとして、2項目 あげてあります。最初に、家庭と地域教育です。家庭の教育力の向上、保護者等を対 象とした学習機会の提供、子どもが放課後も安全で安心して過ごせる居場所づくり、 こういったことを施策に反映させていきます。次に地域活動への参加です。地域の 人々との交流を通して、郷土に誇りを持ち、朝日町を愛する子どもの育成。ボランテ ィア活動を通して生きる力を育むとともに心豊かな人間を形成する。こういった取り 組みを行っております。続いて、学校教育に関してです。学校教育におきましては、 知・徳・体の調和のとれた、児童生徒の育成とともに基礎的、基本的な知識及び技能 の習得や思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上が求められており、各学 校においては、これらを総合的に育み、児童生徒や保護者、地域からの期待に応える ことができる学校が求められています。このことから次の取組みが必要であります。 ということで、2項目あげています。最初に教育環境の整備、学校施設整備等の充実、 就学支援の充実とあげてあります。もう1項目、教育内容の充実でありますが、全般 にわたるものでありますが、特色ある学校づくりと、創意工夫をいかした教育課程の 編成、確かな学力の育成、外国語活動の充実、道徳教育の充実、生徒指導の充実、学 校保健の充実、学校安全の充実、食に関する指導の充実、キャリア教育の充実、特別 支援教育の推進、情報教育の充実、外部講師指導者の活用、こういった取組みを行っ ております。次に、生涯学習に関する分野です。町民一人一人が生涯にわたって生き がいや健康の保持・増進、生活の質的向上を目指す積極的な学習活動を支援し、自主 的な学習への意欲を喚起することが求められているということで、以下の取組みが必 要であると考えて、反映しております。一つ目は生涯学習の推進、学校教育との連携、

生涯学習団体の育成と連携、生涯学習施設環境の充実。次に家庭青少年教育の充実と して、学習機会の提供、世代間交流の促進、青少年の健全育成の促進、生涯学習団体 との連携。次に男女共同参画社会の促進として、男女平等意識の啓発、家庭、地域の 男女共同参画の推進、参画のための社会環境整備、こういったものの施策に取り組ん でおります。スポーツの分野においては、生涯スポーツ社会の実現と子どもスポーツ 活動や競技スポーツの充実を図るため、継続的にスポーツに取り組める環境づくりに 努め、総合型地域スポーツクラブの育成をはじめ、各種スポーツ競技団体を支援する 必要があるということから、以下の取組みということで、一つ目は、生涯スポーツ社 会の実現に対して、健康スポーツの推進、スポーツ指導者と組織の育成、スポーツ情 報の提供。二つ目にスポーツの技術的な水準の向上として、優秀選手の育成と強化、 組織の育成、三つ目にスポーツ環境の整備、拠点施設の整備、拡充。総合型地域スポ ーツクラブなどへの支援というようなことを施策として行なっています。次に文化の 分野ですが、価値観が物の豊かさから心の豊かさへ変化しているなか、町民の芸術文 化活動の振興や支援を行い、文化の香り高い町づくりの推進が必要であることから、 以下の取組みということであります。3項目、まず、芸術文化施設の活用と充実とし て、文化体育センター、生涯学習館、ふるさと美術館の活用、美術作品の収集といっ た施策。次に芸術文化活動の促進として芸術文化サークル、団体の育成、講座、美術 展の開催、芸術文化情報の提供。三つ目に、文化の保護と活用として、埋蔵文化財な どの公開と施設設備の充実、文化財の調査研究保護継承、伝統芸能の継承、文化の継 承といったことに取り組んでいるのが現状です。

住民・子ども課長

住民・子ども課の寺崎です。資料5をご参照ください。住民・子ども課関係につき ましては、教育委員会と若干観点が違いまして、教育ということでなく、子どもの健 やか健全育成という観点から、事業を展開しておりまして、今回あげたのは、特に学 校が終わった後の、放課後の中での健全育成等、主な事業を列挙しております。説明 に入る前に、住民・子ども課の前身という形でどの様な経緯でなってきたかというこ とを若干説明させていただきたいと思います。平成22年度に健康課がありまして、 健康課というのは保育所と医療費助成の一部を健康課が受け持っておりました。その 中で、窓口的な子どもを対象とした事業を一本化する必要があるのでないかというこ とで、当時、教育委員会生涯学習で持っていました一部子育てとか健全育成事業を所 管替えいたしまして、健康課から、子ども家庭課、平成22年度の年度途中8月だっ たと思いますが、組織をさせていただきました。その後、平成24年度には、住民・ 子ども課になって、今の形で事業を取り組ませていただいています。今の資料の中で、 平成22年度、教育委員会で事業を行っていたものについては、1枚目の真ん中の放 課後子ども教室、これは当時、教育委員会で実施しておりました。2枚目のその他の 方で、青少年育成朝日町民会議、児童クラブ連合会、これが実は教育委員会の所管事 業であったものを住民・子ども課を組織する時に移管したということです。では、最 初の1ページを見ていただきまして、児童館の方から説明します。児童館については、 こちらに書いてあります様に、地域において児童に健全な遊びを与え、その健康を増

進し、また、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設ということです。すな わち、厚生労働省の所管の施設です。当町の児童館は、さみさと小学校区内に、朝日 町全体で1箇所設置しております。遊戯室、創作室との施設になりまして、色んな楽 しい行事の企画とかということで事業を行っています。開館日、時間については、下 に書いてあります様に、通常の期間ですと、月曜日から土曜日は9時~18時、長期 休業期間は日曜日も開設をしています。ですから、毎日開設しているということで、 時間も30分早めて、8時30分~18時で行っています。それから、休館日につい ては、今ほど言いましたとおり、平常の期間については日曜日、祝日が休み、その中 の祝日については長期休業中も休みとなっています。それから、2点目の放課後子ど も教室については、平成19年度からあさひ野小学校で行っておりまして、現在も活 動をしております。そちらにありますように、小学校の余裕教室を利用して、地域の 指導者、講師の方々に参加していただいて、それぞれの学習、スポーツ等を実施、教 科を学習しているというような事業です。具体的には、1年生から6年生を対象にし ているのですが、やはり低学年と高学年になりますと、身長もありますし幅もありま すので、朝日町においては下学年(1,2年生対象)と、上学年(3~6学年対象) の二つに分けてスポーツや茶道、英会話等を行っております。 登録児童数については、 平成27年度の実績ですが、全体で56名という事で、内訳としまして、①②はそれ ぞれ学年別の登録者数ということで、さすがに6年生になれば、1人ということで、 自立がされてきたということで、なかなか教室等には参加しない、学習塾、スポーツ 少年団等に5、6年生になると入るものですから、学年が上がるごとに登録が少なく なっている状況です。放課後児童クラブですが、これもあさひ野小学校で行っていま して、平成25年の12月から、冬休みから行っています。この放課後児童クラブは、 厚生労働省の所管の事業でありまして、先程の放課後子ども教室は文科省の所管の事 業です。放課後児童クラブは、どちらかというと遊びとか生活の場を与えて、健全な 育成を図っていこうということです。あさひ野小学校で、それぞれ教室、クラブを行 っておりまして、対象となる子どもは当然あさひ野小学校の生徒ということです。実 は今日午前中に、それぞれの運営委員会を組織しております。これは、それぞれの3 地区、山崎、南保、大家庄地区の自治振興会長さんもメンバーに入っておりまして、 運営委員会を組織しています。それから放課後子ども教室等には当然講師の方もおら れまして、昨年までは別々に会議を行っていましたが、今年は合同会議で、お互い共 有する部分も沢山あるのではないかということで、午前中1時間半程、新しい取り組 みとして合同の会議をしました。放課後児童クラブにつきましては、下の方にありま す、開所日、時間に関しましては、平日については当然、学校の後ということで、放 課後から18時、長期休業期間については、8時30分から18時までということで、 放課後児童クラブでは、子ども教室と違って、長期の休みの期間中は日曜日は実施し ておりません。月曜から土曜までです。登録児童数については、全体で70名。放課 後児童クラブの方が放課後子ども教室よりも登録人数が多い状況です。続きまして、 2枚目です。子どもの居場所づくり事業として、これは町の独自性のある事業で、各

地区の多目的施設、会館を利用した形で平成23年度から実施をいたしました。現在 は、宮崎地区、五箇庄地区、2箇所で行っていますが、平成23年度、南保地区で最 初に取り組ませていただいていましたが、今現在はこの2地区です。地域の方々が指 導者等になって、地区の子どもたちに遊び等の指導等を行っていただいております。 参加児童数につきましては、宮崎地区で13名、五箇庄地区で35名です。その他と して、冒頭に言いました様に保育所等がこちらの所管の事業で休日保育、早朝保育等 色んな保護者の方のニーズに沿ったような形で、多種的な保育等を行っております。 それから、青少年育成町民会議ということで、夏休み等通じながら子どもたちの健全 育成等の実施活動を行っておりまして、構成団体として社会福祉協議会と保護司会 と、この様な形で各種の団体に入っていただいて、活動を行っています。最後になり ますが、児童クラブ連合会、現在児童クラブの加盟団体は14クラブということで、 それぞれの加盟している校下の地域町内の児童クラブの方を対象にして、色んな年間 の行事を行っていまして、親子ふれあいフェスティバル、上市町との交流事業、子ど もビーチ、この指とまれという事業を取り組んでいます。この指とまれというのは、 1月に立山少年自然の家で1泊研修ということで、あえて、雪の上でテントを張って 経験をしてもらうという事業です。町長も申しあげたように、日本一への努力は朝日 町はしているということで、子育て世帯の方に色んな形で応援支援をしていきたいと 思っています。

町 長

局長代理

只今、資料4と5で担当課の方から説明をしましたが、何かご質問、ご意見ありますか。それでは、朝日町の教育に関する大綱(案)について、説明お願いします。

資料6をお願いします。先程、大綱の策定の基本方針で少し話したのですが、大綱 については町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてのあくまで も目標や施策の根本となる方針を定めるというものでありますので、あまり細かい事 は書いてなくて、町の総合計画と町の教育委員会の重点政策の中間的な位置づけのも のという意味で少し案を作らせてもらいました。まず、1番のはじめにということで、 教育大綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき町の教育学術及び文 化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める もので、当町では総合計画(平成28年度から平成37年度)と教育委員会重点施策 (年度ごとに作成している物) の中間に位置づけられるものです。2番の教育大綱の 期間のほうでは、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象期間とするとい うことで、教育を取り巻く環境の変化に対応するため必要な見直しを行っていくとい うふうに書いています。3番の基本理念では、人と自然文化を愛し、心豊かでたくま しく、生涯を通して学ぶ人づくりを目指すということを理念として掲げています。4 番の基本方針では、3点あげています。一つは、ふるさと朝日町に自信と誇りを持ち、 社会の発展に貢献できる人づくりを推進するということ、二つ目が、時代の変化にし なやかに対応し、円滑な人間関係を基盤に生き抜ける人づくりを推進する、三点目が、 健康で生涯にわたって学び、その知識や体験を生かし活用できる人づくりを推進する と、この3点を基本方針に掲げています。5番の重点目標として、家庭教育、学校教

育、生涯学習、スポーツ、文化のそれぞれの分野に応じて、重点目標を掲げておりま す。家庭教育では、全町民による学校・家庭・地域の連携を図り、互いの教育力を高 める体制づくりに努めるということ、学校教育では、豊かな心と健康な身体の育成を 図り、基礎学力の向上と多くの体験を実生活の中で生かす能力の育成に努める。生涯 学習では、向上心を持って、生涯にわたり学び、自らを高めようとする人づくりに努 める。スポーツでは、スポーツに親しみ、健康寿命の延伸や競技力の向上に努める。 文化では、町の自然や文化、伝統に親しみ、保存と発展継承に寄与する人づくりに努 めるということを重点目標にしております。6番目で、推進体制ということで、教育 大綱の推進に向け、町長と教育委員会が緊密に連携を図りながら、一丸となって、教 育行政を推進していくということ、また、教育の推進には人づくり、町民一人一人の 自主的、主体的な取り組みだけでなく、人づくりの主体となる、家庭や学校、地域な どによる連携・協力体制を充実することが必要不可欠であるということで、引き続き 関係者の協力をいただきながらオール朝日町による人づくりを推進していくことに しております。大綱(案)についてはこういう内容で、今回はたたき台というか案と して、掲載させていただいて、また、修正、追加、訂正していきたいと考えています。 資料7では、大綱策定までのスケジュールとして、今平成27年度、年度末になり ましたが、第1回総合教育会議を開催させていただきまして、大綱の案を示させて頂 いております。平成28年度に入って、事務局の方では、できれば、5月下旬頃まで に、大綱(案)を決定したいと思っていまして、大綱が決まれば、総合教育会議とす れば、町長と教育委員会の情報交換の場と意見交換の場ということもありまして、1 1月の予算要求の前に、もう一度こういう機会を設けさせていただきたいと思ってお ります。平成29年度以降は、年度当初と予算要求時期などに、会議を開催させてい ただきまして、今回、この教育大綱の了解が得られれば、教育を取り巻く環境の変化 に応じて毎年、大綱を必要な修正を行っていきたいと考えております。今日は1回目 ということであくまでも大綱(案)のたたき台を示させてもらいましたが、5月末ぐ らいにはもう一回、総合教育会議を開催させていただいて、その時には最終案にもっ ていきたいと思っております。

町 長

只今は、資料 6、7について説明しました。スケジュール等に関してもあくまで予定ですので、開かねばならないことがあれば、随時、やるべきことはやっていきたいと思っておりますし、大綱(案)につきましても、何かあればお聞かせ願いたいと思います。最初に資料 2 から 7 通してでも構いませんので、何かご意見あるいは、質問等ありましたら、併せてお聞かせください。

瓜生委員

大綱と言っただけで、すごい感情を町民の皆さんは持たれると思うんですね。常日頃、町長が言っておられるように子育て日本一の朝日町のためには、やっぱり、家庭はもちろんのこと、地域における方々も、企業の方々も。若いお母さんは、ほとんど、子どもを育てながら、お仕事も持っておられるそういう方々にも、応援しているよということが分かるように、なんとか、大綱の内容をもっと分かり易く一人一人が読んでみようかなと思うような内容にして、伝える努力をしていかないといけない。この

ちょっとお役所的な案はこれはこれとして、実際に住民に伝えるには、もっと分かりやすい伝え方をどうしたらいいのか考えないといけないと思う。やっぱり、朝日町の良さをところどころに入れて、恵まれた自然の中で、本当に背を存分に伸ばせるような、みんなで喜び合えるような、そういうつながり、朝日町バージョンというか、異色の大綱というか、大綱という言葉を使っていいのか、住民に対しては、今回こういうことで、教育大綱ができましたよ、朝日町独自のものですよと。すぐに思いつきませんけど、何か分かりやすく表現があれば。

町 長

言われた様に、作ってもいかに情報が伝わっていくかという過程の中で、情報発信ではないかなということと、やはり情報発信の中で分かりやすさというのが一番重要かなと。文言だけ見たら、なかなか読まないというなかで、情報の伝わる形、もっと分かりやすくするのが私たち行政組織の役割でないかなと、今の言葉しっかりと認識してどの様にしていくかではないかと思います。

瓜生委員

大人も見ると思うが、子どもも見ると思うので、朝日町の子どもって、みんないい子だから本当に一人一人の良さを、地域全部で認めて喜び合えるような。それも大きい意味の教育でないかと思う。漠然とした意見ですいません。

町 長

おそらく、やろうとする、取り組もうとするのは皆さんどの町でも一緒だろうと思 うのですが、具体的にどの様に情報発信をして取り組んでいくかということが大事で ないかなと思います。他によろしいですか。もしなかったら、また、色々と情報交換 あれば、色んな形でお話しできればと思っております。では、その他ということのな かで、教育に関して、お話があれば、お互い意思の疎通、あるいは、今後の教育に関 してご意見いただければいいのかなと思っております。私の方から、17日の日に、 新年度に向けた予算案が無事可決されまして、平成28年4月からは、第5次朝日町 総合計画等々、組んでいけるわけですが、教育委員会が一番確保を望んでいたのは、 エアコンということでありますが、お陰さまで補正が急遽入りまして、予定よりも若 干速く、盆ぐらいまでには、予定より早くできるのかなと。小中一緒にやりますので、 そういったことでは、教育委員の皆さんの方では良かったのかなと。併せて今、武道 館における検討委員会も立ち上げさせていただきました。これも、中学校の柔道が男 女とも必修ということで、場所が狭い、そういったこともありながら、随時、取り組 ませていただいていますので、ハード面に関しては、大きなことに関しては進んでき たのかなと思います。ソフト面に関しては、冒頭言いましたが、いかに子どもたちが 魅力あるものにしていくか、これが本当に、大事だろうなというふうに思っています。 そういった中でも、教育に関しては、教育長に対して色々話を聞きながら、今回新年 度では、今年8月11日に山の日が制定されましたので、今回は復活予算で、教育長 が是非やりたいと言ったのが、朝日岳登山で、PTAの方に非常に負担がかかってい ましたサポーターや生徒そのものにかかる負担等もありまして、全額でいうと60万 円余りですが、是非やっていただきたいという教育長の強い要望の中で、せっかく山 の日ということで、予算をつけさせていただきました。教育長が言われる中では、1 泊2日の山登りをするという経験は、子どもたちを大きく成長させる糧になる、そう

いったことでやって欲しいという強い思いがありまして、せっかくだからそれを是非継続してやっていくために必要なことであろうと思いますし、色んなサポーターの方々と一緒に歩くということは、一泊二日を通じながら色んな出会い、或いは単なる登山ではなく、色んな充実したものが得られるのでないかという、私もそう思いながら、私も予算を計上させていただきました。これからも、ソフト面におけることにしっかりと向けながら取り組むことも大事じゃないかなと思います。あわせて、中高連携事業に関しても、今年度は泊高校を存続したいということもあるのですが、それ以上に、いろんな形で連携をされればということで、教育長あるいは担当課には号令をかけているわけですが、そういった中では、ソフト面の中での、充実は欠かせないものだろうなと思っています。町としても、今そういう形で取り組んでいますので、その他せっかくの場ですので、色んな角度から色んな立場で、ご意見を賜ればと思っていますので、どうぞ。ざっくばらんに忌憚のない話を聞かせてもらえればと思いますので。

瓜生委員

常々思っていたが、朝日町は芸術家がものすごく多い。人口密度の中でどれぐらいかというのは分からないかもしれないが、そういった芸術家の方々と、身近に接する、触れ合いの場というか、そういうものを。あるいは、こういう自然の中で育っている子って、子どもの中に自然に育っていると思う、だから、そういういいものを、子どもの中に生まれるのに、せっかくの芸術との触れ合いの場があまりないのではないかなと思う。

教育長

芸術とか自然とか、いろんな触れさせたいものがたくさん学校には、もちろん、子 どもの成長にはたくさんある。ただ、学校が一番優先しないといけないのは、学習指 導要領に記載されている、学習内容をきちっと、子どもたちに身につけさせるという ことが最大の条件なので。それをしながら、次に朝日町の学校教育として、何を子ど もたちに伝えていけばいいのかというと、次の問題として農作業の経験、山登りをさ せたり、時には租税教室の話があったり、海の放流を体験させたり、選択しながら、 なるべく効率のいいもので、子どもたちに与えていっているというのが、現実なので。 どこか一つの窓口から見ると、足りないと思うかもしれないが、バランス良く学校の 教育課程としては、配置をしているつもりなのです。ただ、あれが足りない、これが 足りないと言われれば、確かにそうですねというものはたくさんある。その中で工夫 しながらやっている。何かを入れると何かを削るということをやらなければならな い。その教育課程の組み方というのは、学校に独自に任せられているわけですが、校 長会などで校長と話をしていると、校長の認識とすれば特に町外から来られた校長 は、朝日町の活動というのは、学校教育は別として、非常にバラエティに富んで、多 いですねという感想を持たれることが事実です。この前の校長会でも、それが話題に なったりしていたので、今度はこちらに重点を移そうということは可能だと思いま す。どうしても、限度というものがあるとは思っている。

野田委員

みんなが集まってわいわいというか、そういう人だけが集まっているわけではない ので、その人だけ学校にお願いねといったときに、子どもにおわれて仕事にならない とか、教えようと思ったところが、伝わらないということがあるので。

教育長

野田先生が言われるように、学校というのは、小学校1年生がいれば、中学3年生もいる。芸術をやっておられる人にしたら、自分は非常に芸術に対する思い入れが深くて、造詣も深いのだけど、それを教育のプロは、子どもたちの成長過程とか実態とかに合わせて、それを砕きながら、伝えるその手法は、プロだから持っている。ところが、芸術をまい進してこられた方は、想いがあるけれども、その部分の経験が若干たりなくて、子どもにいきなり芸術をぶつけたとしても子どもたちにしても、はあっていう感じで終わる可能性が高い。ということを野田先生が言われた。私たちはそういう堪能な方を学校に講師として組み入れる時は、その方の持っている芸術性とかはもちろん大事だが、子どもに対する理解というものをある程度、推察しながらお呼びしないと、1時間時間は設定したけれども、ただ子どもが委縮して終わっていったという可能性がありうる場合もある。だから、この方は、中学3年生なら大丈夫、小学1年生には合わないねということはやっぱりやっていかないといけない。ただ、言われる通り、その道のプロの方なので、やっぱり入ると、子どもたちと合えば、非常に子どもの能力は、飛躍的に伸びる事は間違いない。

野田委員

芸術家の方々何人か含めて、その集団にワークショップみたいな形で。子どもたち も、そういう形だったら大丈夫だと思う。

教育長

例えば今、早稲の香俳句の俳句をされる先生方に、子どもたちの俳句の指導をお願いしている。初めは、やっぱり、俳句なんてという雰囲気だったが、何度もやってもらうと、言葉は悪いですけど、テクニックを身につけていかれる。グループで行かれるので、そのグループの先生方の中にも色んなバリエーションを持っておられる方がいて、いいものをやっぱり身につけていかれるということがあったりして、今、早稲の香俳句会の教室をやったとしても、以前ほどの堅苦しさとか嫌気とかというのは多分ない。それはやっぱり、重ねてきたものの重みかなと、思ったりします。ということは、育てていくと言ったら失礼だが、経験を踏んでいっていただくということが重要なことだろうと思います。

氷見委員

仕事が食べものの仕事なものですから、教育委員になってからよく思うのは、都会の方では、給食の残食のニュースとかを、どうしても大きい工場で作ったりして、冬場食べる時に魚が冷たくて固いとか、おつゆが冷たいとか、残る理由も分かるのですが。よく教育長が言われるのが、朝日中の給食の残食がゼロだと。柔道部のおかげもあるかもしれないが、そういう話を聞く。最近たまたまテレビで見てて、栄養士さんがいろんな工夫をして、ネーミングを変えたり、子どもたちの実際給食を食べている現場にいって、どうしたら残さないようにしてもらえるのか考えているというテレビを見ていると、僕も、ずっと小さいころからそれが当たり前と思っていたんですけど、朝日町は、保育所でも小学校でも中学校でも、その場で調理員の方が作ってくれて、栄養のバランスも取れて、温かいものを食べられる。だから、残す子も少ない、残す量もほとんどない。今こういう時代で冷凍食品とか、加工食品とか、お母さんが働いているから、どうしても家ですぐチンして食べられるものが多い中で、親としては、

すごく給食というのは有難いと思う。調理員の方も、朝日町の場合は、保育所でやった方が小学校に来たり、中学校に来たりということで、子どもたちの成長をずっと見守っておられる方が多くて、ある意味、お母さんみたいな感じでやっておられる。これが朝日町のすごく特化した強みの子育てではないかなと思っている。お金だけでなく、経済的だけでなく、他には真似できない子育て支援になっているのではないかと最近思う。

町 長

15年くらい前に竹内先生がそういった形で親にも食べてもらっていた。魚津も、 ご飯なんかも一括ですから冷めたご飯が来る。そういった点、朝日町では温かいもの を食べられるというのは、大きな支援というか違う所は有りますね。努力をしている 分だけ、美味しくいただけてるというか。

氷見委員 菅田委員 そういう所も、朝日町の強みかなと思って。

皆さんの意見を聞いて思い出しましたが、私が何でこの町から出ていきたいと思ったり、東京の大学へ行きたいと思ったり、高校の時に思ったかということで、それで行った。少なかった。東京に行けば、文化が満ち溢れているということで、それで行った。今でも中学校の時に、演劇の本物を見た。生の演劇を。中学校全学年だったと思うが、天地創造といって、ミケランジェロを。映画館があったので、映画を必ず見た。そういう感動がものすごく今でもありありと思い出されるので、今後の朝日町も、本物の人を呼んだり、そういうものが増えてきているので、これからももっと何か、そういう本物の世界を見せれるのであれば。地域の方の芸術家ももちろんですけど、そういうものもいいなと。あと、食生活のことで、氷見さんプロですから、給食でプロ的な盛り付けとか、色のこととか、そういうものも、専門家の方を取り入れて、益々の食生活を充実させたらと思います。あと、保育園で、今問題になっている少子化ですけど、子どもが足りないと都会で言ってますけど、朝日町は多分まだ、足りてるし、子どもたち、まだ入所できると思う。入ってくる工夫を何かしてもらいたい。子どもたちの人数が、増えればいいかなと思う。出ていかないようにして、入ってくるように。

町 長

どうしても、転出よりも転入の方が。まずは、イーブンにして。転入の方を多くしたいところです。転出を防ぐような努力は必要ですね。子育て支援の中でも、高校生を入れるというのは一つの手段ではあると思うが、間違いなく一番目にやりながら、町が変われるところは変わり、そういった施策をしっかり取り組むことが大事だと思う。景気対策等々についても、この立場になると分かるのですが、今までは本格的に取り組んでなかったんじゃないかなという、しっかりやることによって、今までよりもよりよいものになるだろうなと思います。おそらく、今よりも確実に少しでも良くなる、改善していくということが求められるのでないかなと思う。なかなか変えられない中でも、着実に変わっていきたいなと努力とか情報発信をしながらと思っていますが。ここが一番大きな課題ではないかなと思っています。菅田委員が言われた様に、文化とかそういった方と、触れ合う、出会う、話を聞くというチャンスというのは大事なことではないかなと思う。

瓜生委員

本物に触れることで感動を得られるし、夢につなげていけるだろうと。私、戦中派なものですから、昔、「なとこ映画」というものがあった。小学校のグラウンドに、夏、映写技師の方がこられて、映画をしてくれる。その時見た映画が「くもの巣城」という映画だったが、今でも記憶に残っている。だから、子どもたちに本物を見せるというのはとても大事なことだと思う。なないろKANの芝生が敷き詰めてあるところ、そこなんかもすぐに舞台になる。本当のプロの演劇家の方がこられて、あそこで何かされるとか、すぐ、素晴らしい作品になると思う。

町 長野田委員

何か、他にご意見あれば。今の話しっかりと頭の中に入っていますので。

現役で小さい子のいる親としては、学校でいることはまず安全なんです。朝日中学校でもそうですし、ひまわり幼児園でもそうですし、子どもを迎えに行くということ、車で迎えに行くということが親の一大事業というか、任務になっていますから、どうしても子どもが、施設と自宅を点でしか結んでいない、そこからどこかに行くということがない。子どもの動線が全然できていないので、子どもの声を聞かなかったらばあちゃんが老けるし、やはり、子どもが町を歩けるような整備がちょっとでもあればなと思います。宮崎子どもの居場所づくり事業で、さっき公民館に行ったら、4人ぐらい来ていた。体育館で遊んでいて、途中で、宮崎の漁協組合まで、アクエリアスを買いに行く。そういう移動が大事なのです。本当はダメなんですけどね。寄り道している間、保険がきかないのでダメなんですけど。教育でできない、学校でできないものを、私ら、公民館活動であったり、児童クラブを世話させてもらったり、そういった所で学校教育とは違う経験とかを積んでいかないとダメなんだろうなと。学校で、車のあるところには行ってはいけませんと教える。何年生かまで自転車に乗るのも認定式じゃないですか。なので移動ができない。ちょっと出歩けるようなことができればな、何か考えていければなと。

町 長

こんな形で色々また、定例教育委員会でも話を聞かせてもらえれば、こういう形で皆さんとお話できる場があると思っていますので、また、これを機会により良い教育にしていきたいと思っておりますので。

教育長

今日は長時間に渡って、ありがとうございました。平成27年度第1回目の総合教育会議ということでありますけど、初めてということで、町長も冒頭のあいさつでおっしゃいましたが、この総合教育会議をやってみて、初めて分かることでありますけども、これは町の教育行政にとって、非常に意義ある第1回目でなかったかなと思います。これまで、町の教育委員会といたしましては、学校教育の目標を、朝日町、朝日町というのは人と自然と文化なんですけど、これを愛する心豊かなたくましい子どもを育てていこうという狙いを持って、町民みんなで、子どもを育てる町づくり、そういうものを心掛けてきました。ただ、私たちは学校教育という、小学校1年生から中学校3年生まで、あと私たちの分野になると、生涯学習というものを持っていましたけども、ここに住民・子ども課にも来ていただきましたけども、生れてからという部分が、欠落をしておりました。町民みんなで横の繋がりをもって子どもを育てようという体制づくりなんですけども、この第1回目の会議によって、子どもが生まれて

から生涯までの教育を考える、横の軸に縦の軸が加わったような会議ではなかったかなと思います。今日は第1回目で若干堅苦しい所もあったかもしれませんが、これが2回目、3回目と続いていくようでありますので、その都度皆さんのご意見を伺いながら、より良い朝日町の教育環境、行政環境を築けたらいいなと思います。いろんな意味で子育て支援で施設の面、補助金の面、非常に沢山のものを教育に投入していただいております。あと、私達とすれば、いかに教育の質を高めるか、子どものレベルを上げるかというのが、本当はその下に隠れた一番重要な部分だと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

事務局長

どうもありがとうございました。先程のスケジュールでも言いましたが、今のところ次回の会議は5月頃を予定しております。この後、日程調整をさせていただいて、 改めてご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。これをもちまして第1回朝日町総合教育会議を閉会いたします。

閉 会

17:20